

四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例

新旧対照表

四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 略

2 略

名称	定数	所管
総務建設常任委員会	6人	総合政策部、総務部、財務部、市民生活部、都市整備部、田原支所、施設創生課、会計課、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務
教育福祉常任委員会	略	こども未来部(福祉事務所を含む。)、健康福祉部(福祉事務所を含む。)及び教育委員会の所管に属する事務
予算決算常任委員会	略	略

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、四條畷市議会傍聴規則(平成16年議会規則第1号)に基づき、傍聴することができる。

旧

(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 略

2 略

名称	定数	所管
総務建設常任委員会	6人	総合政策部、総務部、財務部、市民生活部、都市整備部、田原支所、 <u>会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会</u> の所管に属する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務
教育福祉常任委員会	略	<u>健康福祉部(福祉事務所を含む。)</u> 、 <u>子ども未来部(福祉事務所を含む。)</u> 及び教育委員会の所管に属する事務
予算決算常任委員会	略	略

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。